

令和6年11月11日

議員各位

庶務部議員課

令和6年度 政策担当秘書選考採用審査認定（臨時）に関するお知らせ

政策担当秘書は、政策担当秘書資格試験の合格者又は政策担当秘書選考採用審査認定を受けた者の中から採用する必要があります。

今回は、このうち、令和6年度の政策担当秘書選考採用審査認定（臨時）の実施についてご案内いたします。

【選考採用審査認定とは】

この制度は、議員が政策担当秘書として採用したい者1名を選考採用審査認定委員会に申請し、その審査を経て、政策担当秘書として採用するにふさわしいとの認定を受けるものです。

審査対象となる者（国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第19条第1号～第4号該当者）の要件は以下のとおりです。

- ① 司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用1種試験若しくは外務公務員採用1種試験又は選考採用審査認定委員会が定める試験^(注1)に合格していること（第1号）
- ② 税理士、司法書士、審査認定委員会が定める資格^(注2)の業務に従事した期間（5年以上）と当該業務の補助の業務等に従事した期間とを合算した期間が10年以上であること（第2号）
- ③ 博士の学位^(注3)を授与されていること（第3号）
- ④ 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して10年以上あり、かつ、専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等^(注4)があること（第4号）

（注1）医師国家試験、歯科医師国家試験、国家公務員採用総合職試験等。

（注2）現時点においては、定めた資格はありません。

（注3）法科大学院修了者に授与される「法務博士（専門職）」の学位は「博士の学位」には含まれません。

（注4）自費出版の著書等は含まれません。なお、商業出版の著書等と同等の水準であることが客観的に証明可能な場合は、それを証明する資料を添付の上、選考採用審査認定委員会までお申し出くださいとあります。

これらの要件は申請日現在で具備している（④の著書等は既に出版されて広く一般に流通している）ことが必要です。

なお、採用開始日において65歳以上の方（①～③は昭和34年12月20日又は④昭和35年1月17日以前生まれの方）及び以下に該当する方は選考採用審査認定を受けることはできません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

また、不正の手段により認定を受けたことが発覚したときは、認定が取り消されます。

1. 選考採用審査認定委員会への申請

審査対象者の要件に応じて申請に必要な書類をお渡ししますので、申請を希望される方は、庶務部議員課 政策秘書試験係までお越しください。

[申請書類]

- (1) 政策担当秘書選考採用審査認定申請書（「別記様式第1」）
- (2) 上記に掲げる要件を証明するもの（「別記様式第2」）
(合格証書や学位記等の写しを添付する場合は、申請書類提出の際に照合するので、窓口に原本を提示すること。また、著書等は原本が必要。結果通知の際に返却する。)
- (3) 履歴書（所定の用紙による。）
- (4) 住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもので、本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの。）

[申請受付場所]

庶務部議員課 政策秘書試験係（第一議員会館地下1階、内線68106）

2. 審査方法

書類審査及び口述審査を行います。

（口述審査の時間・場所等は書類審査終了後に通知します。）

3. 申請受付期間等

区分	申請受付期間	口述審査	結果通知・採用開始
①②③(司法試験等合格者、税理士・司法書士、博士号取得者)	11月11日(月) ～29日(金) 17時まで	12月11日(水)、12日(木) のいずれか審査認定委員会が指定する日	12月19日(木)
④(著書等を有する者)		1月 8日(水)、 9日(木) のいずれか審査認定委員会が指定する日	1月16日(木)

期間外の申請はいかなる理由があっても受付できません。

4. 採用

選考採用審査により認定を受けた者は、選考採用審査認定委員会から認定証書を交付されるとともに、国会議員政策担当秘書選考採用審査認定者登録簿に登録され、その中から議員が採用します。

～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*

※ 政策担当秘書資格試験の合格者の中から採用を検討される場合は、履歴書等の資料がございますので、庶務部議員課政策秘書試験係までお問い合わせください。

ご不明の点は以下へお問い合わせください。

〒100-0014 千代田区永田町1-7-1 衆議院事務局 庶務部議員課
政策秘書試験係（衆議院第一議員会館地下1階、内線68106）